

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル説明書

1 目的

現在の岐阜市役所の本庁舎は昭和 41 年に建設され、約半世紀が経過し、老朽化が進んでいる。また、本庁機能が 5 つの庁舎に分散し、いずれの庁舎も狭くバリアフリーが不十分であるなど利便性に課題を抱えている。

さらに、本庁舎は、吹き付けアスベストが大量に使用されており、当地域で想定されている南海トラフ巨大地震等の大規模地震の際には、庁舎が損壊し、庁舎内にアスベストが飛散することで災害対応及び復旧・復興の拠点として使用できない可能性が高く、防災面において大きな課題となっている。

こうしたことから、市では、平成 16 年から岐阜大学医学部等跡地の活用と合わせ庁舎の建替えについて検討を始め、平成 26 年 12 月に、岐阜大学医学部等跡地への移転建替えを核とする「岐阜市新庁舎建設基本計画」を策定した。

本プロポーザルは、基本計画を踏まえ、岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託の事業者を選定するにあたり、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する事業者を選定するために実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、岐阜市新庁舎の建設等（外構及び立体駐車場の整備を含む。）について、基本及び実施設計業務（建築、構造、電気設備、機械設備）を行うものである。

(3) 履行期間

契約日から平成 29 年 2 月 28 日まで

(4) 予定価格

357,806,480 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 受託者の選定

(1) 本業務の受託者の選定に当たっては、代表企業と市内企業からなる設計共同体の組成を義務とする。

(2) 代表企業は、公募型プロポーザルにより、定められた期限内に代表企業として参加表明書を提出した者（以下「代表企業参加者」という。）から、審査委員会による審査の結果、最優秀案事業者として特定された者とする。

(3) 市内企業候補者は、定められた期限内に市内企業として参加表明書を提出した者（以下「市内企業参加者」という。）のうち、4 (1) 及び (3) に掲げる資格要件を満たすすべての者とする。なお、市内企業参加者には技術提案書の提出は求めない。

- (4) 代表企業は、最優秀案事業者として特定された後、自らの判断により、市内企業候補者の中から2者以上を市内企業として選定し、設計共同体を組成しなければならない。なお、設計共同体の構成員となる市内企業の出資比率の合計は15%以上とする。
- また、市内企業選定後2週間以内に別添6「設計共同体協定書」を市に提出しなければならない。

4 参加資格

- (1) 代表企業参加者及び市内企業参加者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
- ア 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けていないこと。
 - オ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (2) 代表企業参加者は、(1)に掲げる要件のほか、平成16年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、次のいずれかの新築工事に係る基本設計又は実施設計業務を元請で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績のある単体企業でなければならない。
- ア 延床面積15,000㎡以上の国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）
 - イ 延床面積15,000㎡以上の国土交通省告示第15号（平成21年1月7日告示）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）の建物
- (3) 市内企業参加者は、(1)に掲げる要件のほか、本市に本社を有する単体企業でなければならない。

5 業務実施上の条件

本業務の実施に当たって、設計共同体を組成する代表企業は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- ア 管理技術者（※1）は、一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（※2）はそれぞれ1名であること。
- ウ 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。
- エ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の公告日現在の手持業務について、

携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約の設計業務も含む。）が原則として3件以下であること。

オ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく建設コンサルタント業務等に関し資格停止期間中でないこと。

カ その他

本業務の契約書（案）、基本及び実施設計業務委託仕様書は、別添1及び別添2のとおりである。

注 ※1 「管理技術者」とは、業務委託契約書第10条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

6 事業計画の概要

(1) 建設場所

- ・所在地 岐阜市司町38番地1
 - 〃 38番地3
 - 〃 40番地1
 - 〃 40番地5の一部
 - 〃 40番地6
 - 〃 43番地1
 - 〃 美江寺町2丁目1番地2
- ・用途地域 市街化区域（商業地域）
- ・防火指定 準防火地域
- ・建ぺい率 80% ※建ぺい率は角地適用により10%増しとする。
- ・容積率 400%
- ・地 形 平地
- ・道路斜線制限 斜線勾配1.5/1
- ・日影規制 なし ※敷地西側及び北側が、第2種住居地域に隣接。

(2) 敷地面積

約16,627㎡

(3) 施設規模等

① 新庁舎 約41,000㎡

② 立体駐車場 約10,000㎡

(4) 建設スケジュール

平成27～28年度 基本設計・実施設計

平成29～32年度 建設工事

(5) 概算工事費

約171.4億円（消費税及び地方消費税を含む。）

新庁舎建設 約 161.3 億円

立体駐車場建設 約 10.1 億円

7 担当部局

岐阜市行政部管財課（本庁舎低層部 1 階）

住 所 〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町 18 番地

T E L (058) 214-6558

F A X (058) 262-4554

電子メール kanzai@city.gifu.gifu.jp

担 当 田中、小澤、辻川、野田

8 代表企業参加表明書の提出

(1) 作成方法

別添 3「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託プロポーザル代表企業参加表明書作成要領」によること。

(2) 提出方法

2 部を持参又は郵送で提出すること。

(3) 提出先

7 の担当部局に同じ

(4) 提出期間

平成 27 年 2 月 5 日（木）から平成 27 年 2 月 20 日（金）まで

※ 土、日祝日は除く。

※ 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

※ 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「代表企業参加表明書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

(5) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

9 市内企業参加表明書の提出

(1) 作成方法

別添 9「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計業務委託プロポーザル市内企業参加表明書作成要領」によること。

(2) 提出方法

1 部を持参又は郵送で提出すること。

(3) 提出先

7 の担当部局に同じ

(4) 提出期間

平成 27 年 2 月 5 日（木）から平成 27 年 2 月 20 日（金）まで

※ 土、日祝日は除く。

※ 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

※ 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「市内企業参加表明書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

(5) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

10 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし、A4 判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを併記すること。

① 質問の受付担当

7 の担当部局に同じ。

② 質問の受付期間

平成 27 年 2 月 5 日（木）から平成 27 年 2 月 10 日（火）まで

※ 土、日は除く。

※ 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

※ 持参以外の場合は、受付期間内に必着のこと。

(2) 質問に対する全ての回答は、平成 27 年 2 月 16 日（月）までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

11 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書に添付する技術資料の評価項目、評価の着目点及び配点は、次のとおりである。

【参加表明書に添付する技術資料の評価基準】

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
事務能力所の	技術職員の配置状況		60	
	事務所の技術職員数			
	同種及び類似業務の実績		60	
	事務所の過去の同種業務及び類似業務実績（件数、規模）を評価する。			
技術者の能力	管理技術者の能力	同種及び類似業務の実績	25	
		経験年数		管理技術者の実務経験年数を評価する。
		現在従事している業務の状況（専任度）		管理技術者の本業務に係る専任度を評価する。
	建築（意匠）主任技術者の能力	同種及び類似業務の実績	25	
		経験年数		建築（意匠）主任担当技術者の実務経験年数を評価する。
		現在従事している業務の状況（専任度）		建築（意匠）主任担当技術者の本業務に係る専任度を評価する。
地域の経済貢献	市内企業の活用		30	
	代表企業として設計共同体を組成する際の市内企業の出資比率を評価する。			
合計			140	

(2) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者はおおむね5者を選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合はこの限りではない。

12 選定結果に関する事項

- (1) 技術提案書の提出者に選定された者に対しては、その旨を書面（選定通知書）により通知するとともに技術提案書の提出要請書を送付する。
- (2) 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）をもって通知する。
- (3) 上記（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土、日祝日を除く。）以内に書面（書式自由、ただしA4判とする。）により岐阜市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (4) 上記（3）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

(5) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

① 受付場所

7の担当部局に同じ。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

13 技術提案書の提出

(1) 作成方法

別添7「岐阜市新庁舎建設基本及び実施設計プロポーザル技術提案書作成要領」によること。

(2) 提出方法

30部を持参又は郵送で提出すること。また、見積書は原本1部を提出すること。

(3) 提出先

7の担当部局に同じ。

(4) 提出期間

平成27年3月4日（水）から平成27年4月20日（月）まで

※ 土、日祝日は除く。

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

※ 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

(5) その他

- ・(4)の提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

14 技術提案書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし、A4判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

① 質問の受付部署

7の担当部局に同じ。

② 質問の受付期間

平成27年3月4日（水）から平成27年3月13日（金）まで

※ 土、日は除く。

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

※ 持参以外の場合は、受付期間内に必ず到着させること。

(2) 質問に対する回答は、平成 27 年 3 月 20 日（金）までに技術提案書提出要請者全員に対して電子メールにより行う。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

15 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、評価の着目点及び配点は、次表のとおりである。

【技術提案書の評価基準】

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
業務実施方針及び手法	業務の理解度と取組意欲	(ヒアリングにより評価する) 業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがえる場合に優位に評価する。	25	
	設計チームの業務取組み方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、また市内企業とのコラボレーションなど計画地の地域特性を活かす業務体制について（特定テーマに対する内容を除く）、的確性、実現性等を総合的に評価する。	25	
	市民参加の考え方	設計業務の期間中における市民への情報提供や市民参加の方法、考え方について、その的確性、実現性等を総合的に評価する。	25	
	特定テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか）、創意工夫（工学的知見に基づき創造的な提案がなされているか）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	45
		②	テーマ②について、同上	45
		③	テーマ③について、同上	45
		④	テーマ④について、同上	45
⑤		テーマ⑤について、同上	45	
見積額	基本及び実施設計業務委託の見積額	基準額（予定価格）に対し妥当である。	50	
合計			350	

(2) 特定テーマは、以下のとおりとする。

① 計画地の特性を活かした周辺景観との調和及びにぎわい創出について

新庁舎の建設地は、岐阜市中心市街地活性化基本計画の計画区域の北端に位置しています。

また、平成 27 年夏の開館に向け整備が進む「知」・「文化」・「絆」の複合拠点であ

る『みんなの森 ぎふメディアコスモス』（以下「メディアコスモス」という。）、及び「にぎわい」と「まちなかの親樹空間」を創出する『憩い・にぎわい広場』に隣接し、さらに、岐阜市景観計画重要区域に指定された「金華区域」及び「金華山・長良川区域」に近接しています。

こうしたことから、新庁舎建設にあたっては、建設地内外の周辺景観との調和に配慮しつつ、集客力の高い隣接施設との相乗効果によって大きなにぎわいを創出し、柳ヶ瀬など中心市街地全体に波及効果をもたらす取り組みが求められます。

特長的な周辺景観との調和と、にぎわい創出による中心市街地活性化への貢献を両立する、計画地の特性を活かした配慮とその設え方について、考え方と具体的な提案を求めます。

② 自然災害に強い災害対応、復旧・復興拠点としての庁舎について

本市を含む当地域では、今後 30 年間で約 70%の発生確率とも言われる南海トラフ巨大地震の発生が強く懸念されております。加えて、近年、局部的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨の発生回数が増加傾向を示すなど、自然災害の脅威が高まりつつあります。

こうした状況にあって、災害発生時の迅速な初動、災害後の円滑な復旧や復興、及び市民生活に直結した行政サービスの継続等の観点から、災害対応、復旧・復興の拠点である庁舎の重要性は大きく増しています。

東日本大震災から得られた教訓や、岐阜市地域防災計画及び岐阜市業務継続計画等を踏まえながら、大規模地震や越水等の自然災害対策をはじめ、災害対応、復旧・復興拠点としての庁舎について、考え方と具体的な提案を求めます。

③ 市民サービスの向上・充実及び市民に開かれたスペースについて

新庁舎においては、本格的な少子高齢化社会の到来も見据え、来庁者の負担軽減や利便性の向上を図る、窓口部門の低層階への集約配置や1つの総合受付窓口で関連する用件を済ませられる「ワンストップサービス」の導入等が必要と考えています。

また、1に掲げたメディアコスモスや憩い・にぎわい広場との連携によるにぎわい創出の観点において、市民に常時開かれたスペースを設けることが効果的であり、庁舎ロビーを用い隣接施設と一体的にイベントを開催したり、地域のまちづくり活動や生涯学習活動等で会議室を使用できるようにすることで、開庁時間外や閉庁日であっても市民が集い、にぎわいの創出に繋がることを期待できると考えています。

来庁者が快適かつスピーディーに用件を済ませられる窓口等とともに、にぎわい創出の観点における市民に開かれた交流のためのスペースの設え方について、考え方と具体的な提案を求めます。

④ 執務環境の柔軟性・効率化の実現について

業務が効率的かつ円滑に行える環境を創出するため、機能的な執務空間の整備、会議室や打ち合わせスペースの確保、書庫、収納庫等の確保を行い、さらに将来の業務

拡大・縮小・変更や情報通信環境の変化等にも柔軟に対応できることが求められます。

現在の執務環境の実態をどのように把握し、新庁舎における各部署の特性に応じた機能的で効率的な執務環境を実現させるための考え方と具体的な提案を求めます。

⑤ 建物のライフサイクルに配慮した視点について

近年、全国的に入札不調が増加しており、本市においても例外ではありません。その要因には、東日本大震災からの復興や東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた施設整備、国の経済対策等が挙げられ、建設資材費の高騰や技能労働者の不足による労務費の上昇などはしばらく続くものと見込まれています。

さらに、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少や少子高齢化等の進展に伴い、今後さらに厳しさを増していくものと想定しています。

こうした状況を踏まえ、現在そして将来の財政負担を軽減するため、建設工事など事業費はもとより、維持管理や解体までを含むライフサイクルコストを抑制する取り組みが必要です。

加えて、環境・エネルギー問題が深刻化する中、新庁舎は、利用効率が高く環境負荷の少ない持続可能な建築物として民間建築物を先導する役割を果たすことが求められます。

一方、市内事業者が、建物規模が大きく先進性を備えた新庁舎の建設や維持管理に参加することは、技術力の向上や地域経済の活性化など長期に亘り様々な効果が期待できます。

そこで、市内事業者が受注しやすく、かつ建設から運用、解体に至るまでの建物ライフサイクルを考慮したコスト抑制及び修繕・改修の容易性、さらには環境負荷低減が可能となる建築・設備・構造計画や合理的で実効力のある運用管理手法に関する考え方と具体的な提案を求めます。

16 ヒアリング

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

17 特定結果に関する事項

- (1) 提出された技術提案書が特定された者に対しては、その旨を書面（特定通知書）により通知する。
- (2) 提出された技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって通知する。
- (3) 上記（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に書面（書式自由。ただしA4判とする。）により、岐阜市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (4) 上記（3）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

(5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

① 受付場所

7の担当部局に同じ。

② 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

18 設計業務の委託

(1) 本業務を委託する相手方については、代表企業と市内企業からなる設計共同体を対象として市の内部手続きを経た上で決定するので、最優秀案事業者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

(2) 契約手続は、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の規定に定めるところによる。

(3) 契約書は、別添1「契約書（案）」により作成するものとする。

(4) 本業務に直接関係する監理業務の委託契約を随意契約により締結する予定がある。

(5) 本業務には、構造計算適合性判定等その他法令等で必要とされる業務を含み、また、これにかかる一切の費用は、委託契約に含めるものとする。

19 その他

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本件業務を受注した建設コンサルタント等（再委託先の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、応募者1者につき各1案とする。

(4) この提案の作成に要した費用、旅費、その他この提案に関する一切の経費は応募者の負担とする。

(5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。

(6) 技術提案者の失格条項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

① 本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者

② 本件プロポーザルの公告をした以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者

③ 15の技術提案書を特定するための評価基準において、基本及び設計業務委託に対する見積の基準額を超える者

(7) 参加表明書及び技術提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- ③ 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出された参加表明書及び技術提案書、並びにその複製は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

(9) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式任意）を平成 27 年 4 月 20 日（月）【技術提案書の提出期間内】午後 5 時までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きしてください。）で提出してください。郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

(10) その他

- ・ 技術提案書の作成のために本市より受領した資料は、本市の了解なく公表、使用してはならない。
- ・ 提出された技術提案書等は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）に基づく公開請求により公開する場合がある。